

(第一類 第九号)

第五十三回国会衆議院商工委員会議録第一号

(一三)

本国会召集日(昭和四十一年十一月三十日)(水曜日)午前零時現在における本委員は次の通りである。

委員長 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 河本 敏夫君

理事 板川 正吾君

理事 中村 重光君

理事 小平 義雄君

理事 横内 加賀田 進君

内田 常雄君

小笠 公詔君

神田 黒金 泰美君

佐々木 秀世君

島村 一郎君

田中 六助君

竹下 登君

三原 朝雄君

早稲田柳右衛門君

出席政府委員 黒金 泰美君 小山 省二君 小宮山重四郎君
島村 一郎君 姬名悦三郎君 進藤 一馬君
田中 六助君 竹下 登君

十二月十八日 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第五十一回国会衆法第一六号)
物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、第五十一回国会衆法第四四号)

君辞任につき、坂田英一君、森清君、遠藤三郎君、佐々木秀世君、竹山祐太郎君、小笠公詔君及び大平正芳君が議長の指名で委員に選任された。
日本万国博覧会開設事業推進に関する陳情書(近畿市長会長有田市長森川仙太)(第一一二号)
日本万国博覧会場建設費全額國庫負担に関する陳情書(大阪市議会議長酒井朋三)(第一二二号)
低開発地域工業開発促進法による優遇措置の期間延長に関する陳情書(宮崎県議会議長黒木重男)(第一二三号)

同月九日 日鉄金清水電解工場設置反対に関する請願外四件(高見三郎君紹介)(第一二九号)
同月十六日 建設機械等購入代金支払保険の立法化促進に関する請願(金丸信君紹介)(第一一〇五九号)
国外機械貸与振興の立法化促進に関する請願(金丸信君紹介)(第一一〇六一号)
機械化工事完成保証制度の確立等に関する請願(金丸信君紹介)(第一一〇六三号)

同月十七日 委員田中六助君辞任につき、その補欠として小山長規君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日 委員小山長規君辞任につき、その補欠として田中六助君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日 三菱新入炭鉱の石炭採掘による地表への影響調査等に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第六八一号)
北九州市小倉区内の鉱害復旧等に関する請願(滝井義高君紹介)(第六八二号)

同月十八日 清君辞任につき、その補欠として大竹太郎君

同月十九日 委員遠藤三郎君、小笠公詔君、大平正芳君、佐々木秀世君、坂田英一君、竹山祐太郎君及び森清君辞任につき、その補欠として大竹太郎君

委員に選任された。

同月十八日 委員白井莊一君、大泉寛三君、大竹太郎君、押谷富三君、鯨岡兵輔君及び大泉寛三君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十八日 輸出保険の拡大強化に関する陳情書一件(神戸市生田区東町一二六神戸貿易協会長三木瀧藏)

同月十八日 輸出入取引法の一部改正に関する陳情書(神戸市生田区東町一二六神戸貿易協会長三木瀧藏)

海外市場開拓準備金制度改善に関する陳情書

出席委員 天野 公義君
理事 小川 平二君
理事 河本 敏夫君
理事 板川 正吾君
理事 中村 重光君
内田 常雄君
小笠 公詔君
神田 黒金 泰美君
佐々木 秀世君
島村 一郎君
田中 六助君
竹下 登君
三原 朝雄君
早稲田柳右衛門君

十二月三日 委員菅野和太郎君及び二階堂進君辞任につき、その補欠として森清君及び椎名悦三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日 委員田中六助君辞任につき、その補欠として小山長規君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日 委員小山長規君辞任につき、その補欠として田中六助君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日 委員遠藤三郎君、小笠公詔君、大平正芳君、佐々木秀世君、坂田英一君、竹山祐太郎君及び森清君辞任につき、その補欠として大竹太郎君

委員に選任された。

同月十八日 委員白井莊一君、大泉寛三君、大竹太郎君、押谷富三君、鯨岡兵輔君及び大泉寛三君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十八日 輸出保険の拡大強化に関する陳情書一件(神戸市生田区東町一二六神戸貿易協会長三木瀧藏)

同月十八日 輸出入取引法の一部改正に関する陳情書(神戸市生田区東町一二六神戸貿易協会長三木瀧藏)

海外市場開拓準備金制度改善に関する陳情書

(神戸市生田区東町一二六 神戸貿易協会長三木瀧蔵) (第一二五号)
海外中小モデル工場事業計画案に関する陳情書
(神戸市生田区東町一二六 神戸貿易協会長三木瀧蔵) (第一二六号)
織維産業の構造改善に関する陳情書 (大阪市北区堂島浜通り一 関西経済連合会長阿部孝次郎) (第一二七号)
離島振興に関する陳情書 (全国都道県議会離島振興協議会長崎県議会議長小柳二雄) (第一二八号)
離島振興法の一部改正に関する陳情書 (長崎県議会議長小柳二雄) (第一二九号)
同月十三日
吉野川総合開発事業に対する財政措置に関する陳情書 (四国四県議会正副議長会代表愛媛県議会議長菅豊一) (第一一八八号)
中小企業信用保険料率の引下げ等に関する陳情書 (和歌山県議会議長山下柳吉) (第一二二号)
同月十八日
公共料金の値上げ抑制に関する陳情書 (和歌山県有田郡広川町議会議長畠中太助) (第一一四号)
公共料金の値上げ反対に関する陳情書外五件 (蕨市春日町二六一 遠藤幸治外六十八名) (第一一五号)
常磐炭の需要確保等に関する陳情書 (北茨城市議会議長花園正記) (第一一九号)
貝島炭鉱再建に関する陳情書 (福岡県議会議長永露政夫) (第三二〇号)
石炭産業の長期安定対策等に関する陳情書外一件 (留萌市長原田栄一外一名) (第三二二号)
石炭鉱業合理化に伴う産炭地振興に関する陳情書外一件 (山田市議会議長大塚純一外一名) (第三二三号)
公害対策強化に関する陳情書 (全国市長会中国名) (第三二四号)
公害対策強化に関する陳情書 (全国市長会中国名) (第三二五号)

支部長松江市長斎藤強 (第三二五号)
公害対策基本法の早期制定に関する陳情書 (高代田区神田小川町二の五日本消費者協会理事長野田信夫) (第三三〇号)
(第三三六号)
消費者物価の安定等に関する陳情書 (東京都千葉市下笠居生島地区塩害対策委員会長谷沢巖) (第三三七号)
吉野川総合開発事業に対する財政措置に関する陳情書 (四国四県議会正副議長会代表愛媛県議会議長菅豊一) (第一一八八号)
時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八号)
石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八号)
本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
閉会申審査に関する件
石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八号)
【異議なし】と呼ぶ者あり】
○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○天野委員長 これより会議を開きます。
開会にあたりまして、日本社会党、民主社会党、日本共産党の委員の方にも出席を求めていたのであります。御出席がありませんので、やむを得ず開会することといたします。
國政調査承認要求の件についておはかりいたしましたが、御異議ありませんか。
○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
【異議なし】と呼ぶ者あり】
○天野委員長 これまでの間、新たに御就任になりました経済企画庁長官宮澤喜一君を御紹介いたします。
○宮澤国務大臣 宮澤喜一でございます。
このたび経済企画庁長官に就任をいたしました。今後ともいろいろござつかりになることと存じますが、どうぞよろしく御指導のほどお願ひ申し上げます。(拍手)
○天野委員長 続いて、通商産業大臣菅野和太郎君を御紹介いたします。
○菅野国務大臣 今回通商産業大臣の大命を仰せつかつた者であります。まことに微力でありますので、皆さんの御協力を得て、この任務を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

第三十五条の三の見出しを「(債務の弁済)」に改め、同条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対しその採掘権者又は租礦権者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、その買収の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加える。
第三十五条の三の見出しを「(債務の弁済)」に改め、同条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、当該採掘権又は租礦権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額を相当するものを除く。)」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「同項の」を「同項各号列記以外の部分の」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあたるべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあたるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる貯蓄金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあるべき金額)及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあたるべき金額」に改める。

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 (昭和三十一年)
(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)
石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 (昭和三十六年)
(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第三十五条の四中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

一項各号列記以外の部分」に改める。

第三十五条の五中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」に改める。

第三十六条第二項中「三十円以内」を「四十円以内」に改める。

（石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正）

第二条「石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第百九十四号）」の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあてるべき金額（同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあてるべき金額をこえる場合には、同号に掲げる貯蓄金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあるべき金額）及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあてるべき金額」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

石炭鉱業の整備の円滑化を図るために、石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の交付に関する制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長

まず通商産業大臣から趣旨の説明

臣。

○菅野国務大臣

石炭鉱業合理化臨時措置法及び

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申しあげます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、経営基盤の悪化等をわめ

て憂慮すべき状況に置かれており、このまま放置することを許されない情勢に立ち至つております。

このため、石炭鉱業審議会は、一年余にわたる慎重な審議を経て、本年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府にいたしま

して、同年八月、この答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であ

ります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、昭和四

十二年度からすべて実施する所存ですが、このうち特に終閉山交付金制度の拡充強化等につ

きましては、昭和四十一年度から実施することといたしております。

このため、本年度補正予算におきまして単価引

き上げに伴う予算措置を講ずることといたしてお

りますが、これに伴う制度改善につきまして、今

回石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

改正の第一点は、今後やむなく生ずる非能率化事業団が石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の中から廃止事業者にかわって優先的に弁済する債務として、従来の賃金債務及び鉱害賠償債務のほかに、賃金債務と同様の性格を持つものとして貯蓄金の返還の債務を加えることとしたことがあります。

改正の第二点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権

者または租鉱権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたことであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいようお願い申し上げます。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 本案に対する質疑の申し出があり

ますので、これを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 石炭鉱業合理化臨時措置法及び

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案に關連して二、三質問を大臣に申し上げます。

第一点は、石炭鉱業審議会の答申案が出まし

て、これを閣議決定したわけございますが、こ

の内容につきまして石炭業者並びに各界からいろいろな論議が出ております。政府はこれを抜本策

だというようなことを断定しておられますか、一

千億の肩がわり、それから閉山交付金の値上げ、いろいろな点がうたわれておますが、全体的に見まして、これは石炭企業のあすからの再出発になるという前向きの案ではなくて、ただ過去の債務の返済、そういうことに重点が置かれているとお考えでしょうか。

○菅野国務大臣 石炭産業がわが国の経済に対し

て有する重要性については、十二分に皆さま方の御承知のとおりであります。この石炭産業は、日本の国際収支の関係あるいはその他の産業の発展上、どうしても一定のトン数だけは確保しなければならぬという政府の見解のもとにおきました

て、いろいろの石炭対策を考えておるのであります。もう強力にこれを実施するという方針で閣議決定いたしましたので、この内容を見ますと、うしろ

でありまして、ごく卑近な例を申し上げれば、たとえば炭鉱の災害を防止するために保安センター

を設けまして、そうして保安知識の向上のために、そういう積極的な制度をとるというようなことで、またあるいは近代化のための助成金を増すとか、あるいは坑道の掘進の補助金を出すとかいう

ようなことで、前向きの方策ももちろんこの閣議決定の中には含まれておるのであります。しかしお説のとおりうしろ向きのものが多いことは、これはどうてい否定することはできない、こう考えております。

○田中(六)委員 今回の答申案は四回目の答申案でございますが、ここに来るまでに、この間四回も答申しなければならなかつたという事実が雄弁に物語っておりますように、いつも円曲線を描いて、長期的な見通しが常に狂つておるという批判があることを十分政府としても認識しておいてもらいたい。したがつて、今回の答申案がそのまま昭和四十五年度まではんとうに実施できる、ほんとうにその間微動だにもしないという計画であつてほしいというふうに念願しております。

具体的な問題に入りまして、この問題に関連いたしまして、終閉山交付金を結局現在の千二百円から二千円に上げ、またそれにプラスアルファがあらわれでございますが、この終閉山交付金の値上げによってどの程度の終閉山を行なう会社があるかということの見通しをお聞きしたいと思いま

す。

○井上政府委員 終閉山の見通しにつきましては、今年度は当初三百二十万トン程度予定いたしました。

大体それとほぼ同程度ではないか、抜本策は出来ましたけれども、やはり同程度の見通しに相違しております。ただ若干、十二、三万ト

ン程度あるかもしません。まあそろ大きな変化はございません。

なお、来年度の見通しにつきましては、従来答

申を作成いたしました際に検討いたしました程度の、同じく三百三、四十万トン程度というような見通しでございます。その後の見通しについて

は、逐次閉山の数は漸減していくのではないかと
いう見通しでございます。

○田中(六)委員 整理交付金は千二百円から二千
円プラスアルファに引き上げられるわけですが、
いままでの配分の状況を見てみますと、五〇%が
鉱害、二〇%が賃金、その他が三〇%というよう
な配分方法になっておりますが、今回上まる八百
円、この差額についてもそういうような配分の
パーセンテージは変わらないのかどうかという問
題をお答え願いたいと思います。

○井上政府委員 お説のように、閉山交付金のト
ン当たりの単価が今回改正になったわけでござい
ます。千二百円からトン当たり二千四百円に変更
いたしたわけでございます。これに伴いまして、
配分も若干の修正をいたしたい。修正の基本的考
え方といたしましては、過般石炭対策特別委員会
におきまして、与野党一致の御意見を私ども賜
わせておるわけでは、今回の閉山交付金の
引き上げに際しましては、従来離職者に対する退
職金の取り扱い等につきましてきわめて不十分な
点がありましたので、今回法律改正をお願いいた
しておりますよう、単に退職金とか未払い賃金
だけなしに、社内預金を交付金の対象にすると
いうような追加的な考え方も加えまして、全体と
して半分程度は離職者のための資金に充当いたし
たい。もう少し正確に申し上げますと、従来の退
職金、未払い賃金、これにただいま石炭鉱業合理
化臨時措置法の改正で御審議をお願いいたしてお
ります社内預金、これを加えまして、これらをあ
る売り掛け債務、これにも相当な重点を置いた引
き上げ措置をいたしたいというように考えており
ます。

○田中(六)委員 その配分の方法を、今までと
違つて少し具体的に、退職者あるいは中小企業者
への未払い金などにも割り当てる、これは私に言
わせれば、非常に政府が配慮した考え方だといふ
ことです。

うに思われます。

次に問題があるのは、一千億の肩がわりとか、
いろいろ閉山交付金の内容についてもさらに具体
的な検討がなされるわけでござりますが、問題
は、こういう配慮をして、いざ前向きに企業者
が合理化をやっていくのにつきまして、金融面で
一つの合理化プランを提出するようにこの答申案
もなっておりますが、この点につきまして、金融
界が非常に事業主を圧迫して、無理やりに閉山に
迫りやるという可能性もあるわけでござります。
したがつて、こういう点も十分配慮してほしいの
でござりますが、そういう点の配慮を政府として
どの程度行なう予定であるか、この点をお伺いし
たいと思います。

○井上政府委員 先生も御承知のとおり、石炭鉱
業は特に資金、経理面で非常に苦しんでおりま
す。実はこの年末を越すに際しましても、ことし
の十月以来関係者が非常に検討を重ねてまいつた
わけでござりますが、特に金融対策といたしまし
て、金融懇談会というものをつくりまして、これ
は全体のマクロ的な検討と、それからさらには会
社別の個別金融懇談会をつくりまして、金融機関
と政府と一緒に検討を加えまして、もちろん
財政資金の追加的な措置もいたしましたが、大
多數は市中の協力というような措置によりまして
この年末を越せるような計画にたどりまことに相なつて
おります。そういう金融機関との懇談会あるい
は個別についての懇談会、こういうようなものを
今後制度化していくとして、できるだけ政府のこ
ういった助成措置等ともあわせまして、積極的に
市中の協調を要請する体制を今後も続けてまいり
たい。特に金融機関の最近におきます石炭鉱業に
対する心証は、過日の石炭鉱業に対する答申、引
き続いて行なわれました政府の閣議決定、これに
相當な好感を寄せていただきまして、石炭鉱業の
今后の見通しにつきまして、特別会計にささえら
れて、まじめにまともに働く山は何かやつてい
けるのではなくらうかというふうな印象を持ち始
めていますので、こういった体制を

続けていきますれば、從来ありましたように、金
融機関から全く見離されるという形にはな
らないで、もう少し正常な形になるのではないか
というように考えております。

○田中(六)委員 以上、私の質問を終わります
が、今まで政府は、金融面についてはこうす
る、あるするということを言つても、いざ直接に
貸し出す窓口で非常に規制をされますが、そういう
点でも十分配慮してほしいと思ひます。特に約
五千万トンの目標を維持するということにつきま
しては、政府はほんとうにきめのこまかい具体策
を次々にやつていかなければ維持できないような
予感が私もしますし、四回の答申が、また四十五
年を待たずして第五次の答申をしなくちゃいけぬ
ということになりますと、ほんとうに政府のかな
えの軽重を問われるわけでありますから、その点
十分お考えになつて、この法案並びにこれからの
答申案の趣旨を実現されたいという希望を述べ
て、私の質問を終わります。

○天野委員長 おはかりいたします。

本案の質疑はこれを終局するに御異議ありません
か。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、
本案の質疑は終局いたしました。

○天野委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
いたします。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立總員。よつて、本案は原案の
とおり可決いたしました。

おはかりいたします。本案に対する委員会報告
書の作成等につきましては、委員長に御一任願い
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次に、閉会中審査に関する件につ
いておはかりいたします。

春日一幸君外一名提出、消費者基本法案

堀昌雄君外二十四名提出、物価安定緊急措置法
特に何らか政府の行政措置でやつていただくこと

ができないかどうか、法の改正ということになり
ますと、そういうことはなかなか時間がかかり
ますので、何らか行政措置によつてそういう處
置がとれないかどうか、御質問申し上げます。

○井上政府委員 家屋の休業補償の問題につきま
しては、從来にない制度でございます。私ども
も、先生ただいまお話をありましたように、何ら
かの措置が必要ではないかというふうに考えてお
ります。しかし何ぶんにも新しい制度でございま
すので、前向きな気持ちで解決できるよう今後
積極的に検討してまいりたいと思います。

○天野委員長 おはかりいたします。

通商産業の基本施策に関する件

経済総合計画に関する件

公益事業に関する件

鉱工業に関する件

商業に関する件

中小企業に関する件

通商に関する件

中小企業に関する件

特許に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

鉱業と一般公益との調整等に関する件

以上の各案件について、議長に対し閉会中審査の申し出をしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本

日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

昭和四十一年十二月二十七日印刷

昭和四十一年十二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局